

議案第60号

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたため、これに準拠して定めた本条例に所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第4条第1項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第2項中「磁気テープその他これに類する物」を「磁気ディスク」に改める。

第13条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第13条第1項第5号中「記録」を「記載が」に改める。

第16条第1項第4号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつ

ては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。